

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年3月29日(2007.3.29)

【公表番号】特表2002-536144(P2002-536144A)

【公表日】平成14年10月29日(2002.10.29)

【出願番号】特願2000-598580(P2000-598580)

【国際特許分類】

A 6 3 B	37/00	(2006.01)
A 6 3 B	37/08	(2006.01)
A 6 3 B	37/12	(2006.01)
C 0 8 F	8/44	(2006.01)

【F I】

A 6 3 B	37/00	L
A 6 3 B	37/08	
A 6 3 B	37/12	
C 0 8 F	8/44	

【手続補正書】

【提出日】平成19年2月6日(2007.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】(i) 中空内部を画定する内面と前記内面とは反対側の外面を有する球形金属マントルと、(ii) 前記金属マントル内で、前記マントルの前記内面に近接配置された気泡コアとを含んでおり、少なくとも約75のRiehle圧縮力を有するコアと；

前記コアの周囲に配置され、少なくとも約65のショアD硬度を有する重合体カバーとを含むゴルフボール。

【請求項2】前記カバーは、16重量%を超えたアルファ、ベータ不飽和カルボン酸の共重合体と、共重合体の約10～約90%のカルボキシル基が金属陽イオンで中和されるアルファオレフィンとを含む少なくとも1つの高酸性イオノマー樹脂から成る、請求項1記載のゴルフボール。

【請求項3】前記カバーは、約17～約25重量%のアルファ、ベータ不飽和カルボン酸の共重合体と、共重合体の約10～約90%のカルボキシル基が金属陽イオンで中和されるアルファオレフィンとを含む少なくとも1つの高酸性イオノマー樹脂から成る、請求項2記載のゴルフボール。

【請求項4】前記カバーは、約18.5～約21.5重量%のアルファ、ベータ不飽和カルボン酸と、共重合体の約10～約90%のカルボキシル基が金属陽イオンで中和されるアルファオレフィンとを含む少なくとも1つの高酸性イオノマー樹脂から成る、請求項3記載のゴルフボール。

【請求項5】前記マントルは、鋼、チタン、クロム、ニッケル及びそれらの合金から成る群から選択された少なくとも1つの金属を含む、請求項1記載のゴルフボール。

【請求項6】前記マントルはニッケルチタン合金を含む、請求項5記載のゴルフボール。

【請求項7】前記マントルは約0.001インチ～約0.050インチの範囲の均一な厚さがある、請求項1記載のゴルフボール。

【請求項8】前記厚さは約0.005インチ～約0.050インチの範囲である、請求

項 7 記載のゴルフボール。

【請求項 9】 前記厚さは約 0.005 インチ～約 0.010 インチの範囲である、請求項 8 記載のゴルフボール。

【請求項 10】 前記マントルは、

前記内面を設けた第 1 球形シェルと；

前記第 1 シェルに隣接して配置されており、前記外面を設けた第 2 球形シェルとを含む、請求項 1 記載のゴルフボール。

【請求項 11】 前記第 1 シェルと第 2 シェルは、鋼、チタン、クロム、ニッケル及びそれらの合金から成る群から選択された金属を個々に含む、請求項 10 記載のゴルフボール。

【請求項 12】 前記第 1 シェルと第 2 シェルの少なくとも 1 つは、ニッケルチタン合金を含む、請求項 11 記載のゴルフボール。

【請求項 13】 前記マントルと前記気泡コアとの間に配置された高分子中空球形基体をさらに含む、請求項 1 記載のゴルフボール。